

令和8年度「男女共同参画地域活動支援研修事業」業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨・目的

この要領は、「男女共同参画地域活動支援研修事業」業務を委託するに当たり、最も的確な事業者を特定するために実施する公募型プロポーザルに関して必要な事項を定める。

2 業務概要

- (1) 業 務 名 「男女共同参画地域活動支援研修事業」業務
- (2) 業 務 内 容 別紙「男女共同参画地域活動支援研修事業」業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに
- (3) 契 約 期 間 契約締結日から令和9(2027)年3月10日（水）まで
- (4) 委託料上限額 1,708,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (5) 問 合 せ 先 〒320-0071 栃木県宇都宮市野沢町4-1
とちぎ男女共同参画センター
事業推進課（火曜日から土曜日）
TEL：028-665-8323
E-mail：danjo-ksc@pref.tochigi.lg.jp

3 参加資格

民間企業、NPO法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項にいう特定非営利活動法人）、その他の法人等で、県からの委託事業を的確に遂行するに足りる能力を有するもので、次に掲げる要件を全て満たしていること

- (1) 参加表明書提出時点において、栃木県内に主たる事業所等の拠点を有していること
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと
- (4) 栃木県暴力団排除条例（平成22年栃木県条例第30号）第2条第1号又は同条第4号の規定に該当する者でないこと。

4 プロポーザル実施の手続

(1) 実施スケジュール

ア 実施要領等の公表	令和8(2026)年2月13日（金）
イ 実施内容等に関する質問受付期限	令和8(2026)年2月19日（木）午後3時必着
ウ 質問に対する回答	令和8(2026)年2月25日（水）予定
エ 参加表明書の提出期限	令和8(2026)年2月27日（金）午後3時必着
オ 企画提案書の提出期限	令和8(2026)年3月12日（木）午後3時必着
カ 審査実施	令和8(2026)年3月中旬
キ 選定結果の通知・公表	令和8(2026)年3月下旬

(2) 実施要領等の配布

- ア 配布期間：令和8(2026)年2月13日(金)～令和8(2026)年2月27日(金)
- イ 配布場所：栃木県ホームページ(入札・公売からダウンロードすること。
URL：<https://www.pref.tochigi.lg.jp/kensei/nyuusatsu/koubo-itaku/index.html>)

(3) 質疑・回答

プロポーザル方式に参加するに当たり質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書(別紙様式1)により、電子メールにより提出すること。

- ア 受付期間：公募開始日～令和8(2026)年2月19日(木)午後3時必着
- イ 質疑方法：電子メールにより、2(5)に提出すること。
- ウ 回答期日：令和8(2026)年2月25日(水)予定
- エ 回答方法：回答は栃木県ホームページ(4(2)イのURL)に掲載する。

(4) 参加表明書の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり参加表明書等を作成し、持参、郵送又は電子メールにより提出すること。

ア 提出書類

- ・参加表明書(別紙様式2)
- ・確認書(別紙様式3)
- ・法人概要・実績(別紙様式4)

イ 提出期限：令和8(2026)年2月27日(金) 午後3時必着

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

ウ 提出場所：2(5)

エ 提出方法：持参(火曜日から土曜日の午前9時～午後5時まで、ただし祝日を除く)、郵送(書留郵便に限る。)又は電子メール

※郵送又は電子メールの場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

※参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、令和8(2026)年3月4日(水)午後3時までに辞退届(別紙様式5)を提出すること。

(5) 参加資格審査結果通知

参加表明書の提出者に対して、参加資格の確認を行い、その結果を速やかに通知する。ただし、企画提案書の受付期間において参加資格の要件に該当しなくなったときは、参加資格を失うものとする。

(6) 企画提案書の提出

参加表明書の提出後、仕様書及び以下のア～オに基づいて企画提案書を作成し、持参又は郵送により提出すること。

※郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

ア 企画提案書の用紙は、原則としてA4版用紙を使用することとし、A3版用紙を使用する場合には、A4版サイズに折り込むこと。カラー印刷とすること。

イ 企画提案書の様式は任意であるが、次の事項を含めて作成すること。なお、記載順序は任意とする。

(ア) 企画提案内容

(イ) 実施計画及び全体のスケジュール

(ウ) 業務遂行人員体制

(エ) 類似事業の業務実績

(オ) 見積額

ウ 企画提案書は1者1提案とする。

エ 企画提案書の提出部数は、7部（正本1部、副本6部）とする。なお、審査の公正を期するため、副本には参加者名を記載しないこと。

オ 提出の際に、参事兼とちぎ男女共同参画センター所長宛ての見積書の正本1部を提出すること。なお、見積書は必要な項目ごとに区別する（諸経費や消費税も区分する）とともに、企画提案書の見積額と整合させること。

(7) 企画提案書等提出書類の取扱い

ア 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出若しくは撤回は認めない。

イ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

ウ 企画提案書は、栃木県情報公開条例（平成11年度栃木県条例第32号）に基づく公文書開示請求の対象となる。

エ 県は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。

オ 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費はすべて参加者の負担とする。

カ 参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。

キ 企画提案書に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。

ク 提出された企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。

ケ 企画提案書の著作権は、提案者に帰属する。

コ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

5 審査方法等

(1) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

(2) 審査方法

企画提案書及び見積書について、評価基準に基づいて、プロポーザル選定委員の意見（採点等）を聴取し評価を行う。

(3) 契約候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者のうち、(2)による評価の総合点が最も高い者を契約候補者として選定する。

イ 総合点が最も高い者が複数の場合は、選定委員会で協議し、候補者を選定する。

ウ ア、イに関わらず、各選定委員による評価の合計点の平均点が70点未満の場合は、候補者として選定しない。企画提案者が1者の場合も同様とする。

(4) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ウ 見積書の金額が2(4)の委託料上限額を超える場合
- エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 評価に係るプロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

6 選定結果の通知・公表

契約候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、契約候補者の名称等を栃木県ホームページに掲載とともに、担当所属において閲覧に供するものとする。なお、審査内容に関する質問や異議は、一切受け付けない。

7 契約手続

- (1) 契約候補者に選定された者と栃木県との間で、委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が調った場合、委託契約を締結する。
- (2) 契約代金の支払いについては、原則精算払いとする。ただし、必要があると認められる場合は、委託料の10分の5以内で前金払いとすることができる。
- (3) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位の者を候補者とする。

8 プロポーザルの変更等

本プロポーザルは、令和8(2026)年度栃木県一般会計予算が原案どおり成立することを前提に準備行為として実施するものである。そのため、令和8(2026)年度栃木県一般会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、委託業務の中止・変更等を行うことがある。

また、本業務は国の交付金を活用し実施する予定のものであり、交付決定がなされなかった場合又は減額された場合等にも、委託業務の中止・変更等を行うことがある。